

# 令和3・4年度 建設工事 入札参加資格審査の概要 (追加申請)

安芸郡府中町財務部財政課

## 1 資格審査

府中町が令和3・4年度に発注する建設工事の競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする方は、**広島県と県内市町が共同運営する「電子入札等システム」**を利用し申請を行ってください。

既に令和3・4年度の認定を受けている方で、認定後、他の業種の追加を希望する場合は、申請が必要です。

## 2 電子入札等システムを利用した電子申請の申請期間・受付時間及び提出書類の提出期限・場所

申請提出先	・電子入札等システムの「資格審査受付システム」を利用し、申請手続きを行ってください。 (下記 注を参照のこと) ・提出書類等は、次の宛先へ持参又は郵送により提出してください。  〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町財務部財政課契約検査係		
申請期間・受付時間		申請受付期間 (電子入札等システムを利用して申請してください。)	府中町への 提出書類等の提出期限 (必着)
	追加第1回	令和3年 5月10日(月) ~ 令和3年 5月14日(金)	令和3年 5月21日(金)
	追加第2回	令和3年 7月 5日(月) ~ 令和3年 7月 9日(金)	令和3年 7月16日(金)
	追加第3回	令和3年10月 4日(月) ~ 令和3年10月 8日(金)	令和3年10月15日(金)
	追加第4回	令和4年 2月14日(月) ~ 令和4年 2月18日(金)	令和4年 2月25日(金)
	追加第5回	令和4年 5月 9日(月) ~ 令和4年 5月13日(金)	令和4年 5月20日(金)
	追加第6回	令和4年 9月 5日(月) ~ 令和4年 9月 9日(金)	令和4年 9月16日(金)
	・電子入札等システムの受付時間 9:00~17:00 ・府中町へ提出する提出書類等の受付時間 8:30~12:00・13:00~17:15 (土・日・祝日を除く)		
(注) 申請をする方は、インターネットにより広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会の「電子入札等システム」の利用開始申請手続きを行ってください。 なお、初めて「電子入札等システム」を利用する場合は、事前準備(利用開始申請、ICカード・端末等機器の取得)が必要となり、準備期間として2~3週間が見込まれます。 ・申請関連ホームページアドレス 広島県の調達情報 <a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/</a> ※ 入札参加資格審査申請は、電子申請のみの受付となります。			

### 3 申請資格

**次の各号に該当する者は、入札参加資格審査申請をすることはできません。**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 経営事項審査の申請又は入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けていない者
- (4) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (5) 経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (6) 府中町に納付すべき町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
  - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※ 府中町建設業者等指名除外要綱により府中町の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

### 4 入札参加資格の通知等

- (1) 入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。
- (2) 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和5年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度中に府中町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、令和5年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、府中町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。
- (3) 資格の有効期間は、認定された日から令和4年度の末日までとします。ただし、令和5年度においても当該年度における資格が認定される日までは、有効とします。

### 5 提出書類等一覧

#### 1. 送信完了兼受付票

電子申請の最後の送信完了画面において印刷できるものです。提出書類の表紙にしてください。

#### 2. 経営事項審査の結果通知書（写し）

次の表において定める日以降に審査基準日が到来したもので最新のものを提出してください。

なお、経営事項審査の結果通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出してください。

保険への加入が確認できる書類とは、次のとおりです。

##### (1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

##### (2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

	経営事項審査の審査基準日		経営事項審査の審査基準日
追加第1回	令和元年10月10日以降	追加第4回	令和2年7月14日以降
追加第2回	令和元年12月5日以降	追加第5回	令和2年10月9日以降
追加第3回	令和2年3月4日以降	追加第6回	令和3年2月5日以降

3. 建設業許可証明書（写し）

更新手続中の場合のみ提出してください。

直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号、別紙一及び別紙二(2)）の写しを提出してください。

4. 府中町税の納税証明書（原本）

申請日から3ヶ月以内に発行された府中町税に滞納がないことの証明の原本を提出してください。  
府中町税が課税されていない場合、提出は不要です。

5. 消費税納税証明書（原本又は写し）

申請日から3ヶ月以内に発行された消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明の原本又は写しを提出してください。

なお、納付すべき税額がない場合も証明書が発行されますので、提出して下さい。

6. 登記事項証明書（商業登記簿謄本）又は身分証明書（写し）

申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

7. 委任状（様式第1-1号）

府中町との建設工事請負契約の締結において、営業所等に委任する場合には提出してください。

8. 印鑑証明書（原本）

申請日から3ヶ月以内に発行されたもので、原本を提出してください。

9. 使用印鑑届（様式第2号）

実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合は提出してください。

10. 技術職員名簿（独自様式での作成名簿は添付しないでください）

経営事項審査申請書の添付書類（別紙二）の写し（朱書きで加除訂正し、申請日現在での雇用状況とすること。）を提出してください。

申請日時点において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある技術者のみ記入してください。

11. 工事経歴書（様式第3号）

申請業種に係るもので直前2年分の主要なものを記載してください。（経営事項審査申請書の添付書類様式第二号の写しでも可）

12. 納税に関する誓約書（様式第5-1号）

府中町に納税義務がある申請者（法人又は個人事業者）、及びその代表者個人（支店等に契約の権限を委任している場合は、その受任者個人とする。）で府中町に納税義務がある者は提出してください。

府中町税が課税されていない場合、提出は不要です。

13. 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）

14. 認定通知書用切手

審査後の認定通知用として84円切手1枚（封筒は不要）を提出してください。

## 6 注意事項

- ア 資格審査申請において虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった場合、認定を受けた後でそれらのことが判明したときは認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。
- イ 提出書類等のサイズはA4としてください。印鑑証明書でA4以外のものは、A4の白紙に貼り付けしてください。A4ファイルにとじる必要はありません。
- ウ 「資格審査受付システム」による申請内容入力と内容確認が完了しましたら、送信完了兼受付票発行の画面が表示されますので、画面を印刷し「5 提出書類等一覧」の順番にして、府中町へ提出してください。

## 7 問い合わせ先

府中町 財務部財政課契約検査係  
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1  
TEL (082) 286-3171 FAX (082) 287-2668